

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県吏員恩給条例施行細則の一部を改正する規則 ○ 建築士法施行細則の一部を改正する規則（以上県例規集登載） 【規則】 ○ 建築士法第四条第四項第三号の規定により同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 ○ 建築士法第十五条第二号の規定により同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（以上県例規集登載） ○ 令和二年度自衛官第一次募集（一般曹候補生） ○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 ○ 食品衛生責任者の養成講習会の認定 ○ 知事指定薬物の指定 【公告】		人事課 建築指導課		特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 岡山港港湾計画の変更 ○ 道路の位置の指定 【人事委員会】 ○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（県例規集登載） ○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報報告の指定の一部改正 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の届出事項の異動 ○ 資金管理団体の指定取消し ○ 個人演説会等を開催することができる施設 の指定 【警察本部】 ○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報報告の指定の一部改正 【公安委員会】 ○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（県例規集登載）	
		危機管理課 環境管理課 生活衛生課 医薬安全課		県民生活交通課 港湾課 建築指導課 人事委員会 選挙管理委員会 警務課 交通企画課	

○ 第五百二十四回岡山海区漁業調整委員会 の開催	目次
海区漁業調整委員会	担当課（室）
	目次
	担当課（室）

◎岡山県規則第十号

岡山県吏員恩給条例施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県吏員恩給条例施行細則の一部を改正する規則

岡山県吏員恩給条例施行細則（昭和二十五年岡山県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記第三十号書式中「~~第三十号~~」を「~~第三十号~~」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十一号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

法第四条第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、様式第一号による免許申請書（以下「免許申請書」という。）に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第二十六条第一項の規定により同項第一号若しくは第二号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号又は第四号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

三 次に掲げるいずれかの書類

イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、法第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 様式第一号の二による実務の経験を記載した書類（第二十六条第一項第二号において「実務経歴書」という。）及び様式第一号の三による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（同号において「実務経歴証明書」という。）

第二条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

第十一条中「第二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び第八条」を「並びに第八条」に、「規定中」を「規定（第二条第一項及び第二項を除く。）中」に、「第三条中」を「第二条第一項及び第二項中」「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と、第三条中に、「第二十條」を「第二十條第一項」に改める。

第二十条第三号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第二十四条第一項中「、その申請により」を削り、「二回の二級建築士試験」を「四回の二級建築士試験のうち二回（学科の試験に合格した二級建築士試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回）の二級建築士試験」に、「二回の木造建築士試験」を「四回の木造建築士試験のうち二回（学科の試験に合格した木造建築士試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回）の木造建築士試験」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十六条第一項中「同条第三号」を「同条第二号」に、「同条第四号」を「同条第三号」に改め、同項第一号イ中「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同号ロ中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、同号ハ中「イ及びロに掲げる者以外の者にあつては、法第十五条第三号の規定により同条第一号又は第二号」を「法第十五条第二号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、同条第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 実務経歴書及び実務経歴証明書

第三十五条第二項中「合格者一覧表」の下に「受験申込書並びに第二十六条第一項各号に掲げる書類」を加える。

様式第一号中

「	ふりがな 氏 名	生年月日		年 月 日 生	写真 1 縦4.5cm, 横3.5cm の写真の裏面に氏名 及び撮影年月日を記 入してのりで貼り付 けてください。 2 貼付した写真は免 許証に転写されます。	
	本 籍		性別			男 ☐ 女 ☐
	現 住 所	〒 電話				
	試 験	二級 木造 建築士試験に合格した年	年			

を

	合格通知書日付	年 月 日	合格番号	第 号
--	---------	-------	------	-----

ふりがな 氏 名	生年月日		年 月 日生		写真 1 縦4.5cm, 横3.5cm の写真の裏面に氏名 及び撮影年月日を記 入してのりで貼り付 けてください。 2 貼付した写真は免 許証に転写されます。
本 籍			性別	男 ☐ 女 ☐	
現 住 所	〒 電話				
試 験	二級 木造 建築士試験に合格した年		年		第 号
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号		
登録申請区分	1 学歴又は学歴及び実務 ☐ 2 建築設備士 ☐ 3 建築士法第4条第5項 ☐				
1 登録申請 区分で1を選 択した場合に 記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験 期間の合計	
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)	年 月	

			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
2 登録申請 区分で2を選 択した場合に 記入	登録都道府県	登録番号	登録年月日	
		号	年 月 日	
3 登録申請 区分で3を選 択した場合に 記入	免許名称	免許者名	免許年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

様式第一号の次に次の二様式を加える。

」

令和2年2月28日 岡山県公報 第12172号

様式第1号の2（第2条、第26条関係）

実務経歴書					
（注意事項） この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合は、再提出や追加書類の提出を求めることがあります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく処分又は告発の対象となります。					
私は、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。 私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日 岡山県知事 岡山県知事指定登録機関 殿 (名 称) 氏名 _____ (署 名)					
勤務先等					
勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）		勤務先における在職期間の合計	
				年月～年月	年月数
				年 月～ 年 月	年 月
地位職名	建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第1条の2に規定する建築に関する実務の内容及びその実務の職に在職していた期間の合計				
			年月～年月	年月数	
			年 月～ 年 月	年 月	
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計		
			年 月		
1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	
			年 月～ 年 月	年 月	
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に用途・構造・規模・担当業務等）				
2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	
			年 月～ 年 月	年 月	
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に用途・構造・規模・担当業務等）				
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	
			年 月～ 年 月	年 月	

令和2年2月28日 岡山県公報 第12172号

	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に用途・構造・規模・担当業務等）

令和2年2月28日 岡山県公報 第12172号

様式第1号の3（第2条、第26条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

岡山県知事
岡山県知事指定登録（指定試験）機関 殿
（名 称）

証明者 印
住所・所在地
電話番号
申請者との関係

下記の者が提出した実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 申請者氏名

2 建築実務経験
建築実務経験期間の合計： 年 月
建築実務の内容：

備考

1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。

2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。

3 虚偽の証明を行つた場合は、証明者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく処分又は告発の対象となります。

様式第四号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に知事の行う直近二回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対する改正後の第二十四条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の建築士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第九十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第四項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を次のとおり定める。

令和二年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 別表一イ欄に掲げる学校において、同表ロ欄に掲げる科目を修めて卒業した（当該科目を修めて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、同表ハ欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

二 別表二イ欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表ロ欄に掲げる年数以上で、かつ、同表ハ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表イ欄からハ欄までの区分に応じ、同表二欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

三 別表三イ欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表ロ欄に掲げる年数以上で、かつ、同表ハ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表イ欄からハ欄までの区分に応じ、同表二欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士である者

五 平成二十年十一月二十八日（以下「基準日」という。）前に次のイからホまでのいずれかに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験がこれらの課程に応じ、それぞれ次のイからホに定める年数に満たない者で、基準日前の建築に関する実務の経験年数と基準日以後の建築実務の経験年数とを合計した年数がこれらの課程に応じてそれぞれ次のイからホに定める年数以上となるもの

イ 別表四イ欄に掲げる学校において、同表ロ欄に掲げる学科の課程を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、建築に関して同表ハ欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

ロ 別表五イ欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（ロにおい

て「平成四年改正能開法」という。）による職業訓練校若しくは技能開発センター、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の職業能力開発促進法による身体障害者職業訓練校、職業能力開発促進法による認定職業訓練又は職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による専修職業訓練校若しくは高等職業訓練校において、同表ロ欄に掲げる課程で修業年限が同表ハ欄に掲げる年数以上のものを修了した後、それぞれの区分に応じ、建築に関して同表ニ欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者（平成四年改正能開法による職業訓練短期大学校において、特別高等訓練課程、専門訓練課程若しくは専門課程の建築科の課程又は専門課程の建設科の課程を修めて卒業した者を除く。）

ハ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条による防衛大学校において、土木工学教室の課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

ニ 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所において、建築学科の課程を修めて卒業した者又は土木工学科の課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

ホ 旧実業学校教員養成規程（大正四年文部省令第七号）による修業年限三年以上の官立実業学校教員養成所において、建築科の課程を修めて卒業した者又は土木科の課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

六 基準日以後に前号イからホに掲げる課程を修めて卒業した後、これらの課程に応じてそれぞれ前号イからホに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
七 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第四条第四項第一号及び第二号に掲げると同等以上の知識及び技能を有すると認める者

別表一

イ	ロ	ハ
学校教育法による 大学又は高等専門	建築士法第四条第四項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省	一年

学校	防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校				学校教育法による高等学校又は中等教育学校
	告示第七百四十九号。以下「第一号告示」という。） 第一に規定する科目（第一号告示第一中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	建築士法第四条第四項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第七百五十号。以下「第二号告示」という。） 第一に規定する科目	第一号告示第一に規定する科目	第一号告示第一に規定する科目（第一号告示第一中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	第二号告示第一に規定する科目
	二年	零	一年	二年	三年

注 ロ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の、同法による専門職大学にあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の、同法による専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大

学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

別表二

イ	ロ	ハ	ニ
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校	二年	第一号告示第一に規定する科目	零
	一年	第一号告示第一に規定する科目（第一号告示第一中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	一年
学校教育法による 中学校又は義務教育学校	二年	第二号告示第一に規定する科目（第二号告示第一中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	三年
	一年	第二号告示第一に規定する科目（第二号告示第一中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	四年

注 ハ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては同令の規定の趣旨に準じて行うものとする。

別表三

イ	ロ	ハ	ニ

学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校			学校教育法による 中学校又は義務教 育学校		
三年			三年		
第一号告示第一に規定する科目（第一号告示第一中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）			第二号告示第一に規定する科目		
一年			二年		
第二号告示第一に規定する科目（第二号告示第一中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）			一年		
二年			二年		
二年			四年		

注 ハ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

別表四

イ			ロ		
学校教育法による 大学又は旧大学令 （大正七年勅令第 三百八十八号）に よる大学			経営工学（建築専攻）、建築設備工学、構造工学、住居学、環境工学、環境設計学、建設工学		
一年			経営工学（土木専攻）、都市工学、衛生工学、交通土木工学、建築基礎工学、社会工学、農林工学（注一）、農林工学（注一）、農業土木（注一）、農林土木（注一）		
零			ハ		

イ	学校教育法による 高等学校			
ロ	建築、建築製図、ブロック建築、プレハブ建築、建設			
ハ	三年	二年	一年	
ニ	三年	二年	一年	

別表五

注一 四年制大学に限る。

注二 三年制又は二年制に限る。

学校教育法による 高等学校又は中等 学校令による中等 学校	設備工学	工芸、家内工芸、木材工芸、工芸図案、工芸デザイン、 デザイン、工業デザイン、産業デザイン、工業経営（建 設、機械）、機械、造船、航空、農業工学、農林工学、 農業土木、農林土木	二年
学校教育法による 高等学校又は中等 学校令による中等 学校	設備工学	工芸、家内工芸、木材工芸、工芸図案、工芸デザイン、 デザイン、工業デザイン、産業デザイン、工業経営（建 設、機械）、機械、造船、航空、農業工学、農林工学、 農業土木、農林土木	二年
学校教育法による 高等学校又は中等 学校令による中等 学校	設備工学	工芸、家内工芸、木材工芸、工芸図案、工芸デザイン、 デザイン、工業デザイン、産業デザイン、工業経営（建 設、機械）、機械、造船、航空、農業工学、農林工学、 農業土木、農林土木	二年

この告示は、令和二年三月一日から施行する。

附 則

中学校	
建設	
一年	二年
五年	四年

◎岡山県告示第九十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第二号の規定により、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を次のとおり定め、平成二十年岡山県告示第四百六十三号（建築士法第十五条第三号の規定により同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者）は、廃止する。

令和二年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 別表一イ欄に掲げる学校において、同表ロ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表ハ欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

二 別表二イ欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表ロ欄に掲げる年数以上で、かつ、同表ハ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表イ欄からハ欄までの区分に応じ、同表二欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

三 別表三イ欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表ロ欄に掲げる年数以上で、かつ、同表ハ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表イ欄からハ欄までの区分に応じ、同表二欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士である者

五 平成二十年十一月二十八日前に次のイからトまでのいずれかに掲げる課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業した者

イ 学校教育法による大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学における課程のうち経営工学（建築専攻）、建築設備工学、構造工学、住居学、環境工学、環境設計学、建設工学、経営工学（土木専攻）、都市工学、衛生工学、交通土木工学、建築基礎工学、社会工学、農業工学（四年制大学に限る。）、農林工学（四年制大学に限る。）、農業土木（四年制大学に限る。）又は農林土木（四年制大学に限る。）

ロ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校における課程のうち工芸、

家内工芸、木材工芸、工芸図案、工芸デザイン、デザイン、工業デザイン、産業デザイン、工業経営（建設、機械）、機械、造船、航空、農業工学（三年制又は二年制に限る。）、農林工学（三年制又は二年制に限る。）、農業土木（三年制又は二年制に限る。）又は農林土木（三年制又は二年制に限る。）

ハ 学校教育法による高等学校又は中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校における課程のうち設備工学、工芸、家内工芸、木材工芸、工芸図案、工芸デザイン、デザイン、工業デザイン、産業デザイン、工業経営（建設、機械）、機械、造船、航空、農業工学、農林工学、農業土木又は農林土木

ニ 学校教育法による高等学校又は中学校における課程のうち建築、建築製図、プロック建築、プレハブ建築又は建設

ホ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条による防衛大学校における土木工学教室の課程

ヘ 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所における建築学科又は土木工学科の課程

ト 旧実業学校教員養成規程（大正四年文部省令第七号）による修業年限三年以上の官立実業学校教員養成所における建築科又は土木科の課程

六 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

別表一

イ	防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	ロ	建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第七百五十三号。以下「告示」という。）第一に規定する科目	ハ	零
---	--	---	--	---	---

ものとする。

イ	学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校	学校教育法による 中学校又は義務教 育学校
ロ	一年	二年
ハ	告示第一に規定する科目	告示第一に規定する科目（告示第一中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）
二	零	二年

注 ハ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては同令の規定の趣旨に準じて行うものとする。

別表三

イ			ロ		
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校			一年		
告示第一に規定する科目			告示第一に規定する科目		
零			二		
学校教育法による 中学校又は義務教 育学校			一年	二年	三年
告示第一に規定する科目			告示第一に規定する科目（告示第一中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	告示第一に規定する科目（告示第一中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	告示第一に規定する科目
零			二年	一年	零

注 ハ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

附 則

この告示は、令和二年三月一日から施行する。

令和2年2月28日 岡山県公報 第12172号

◎岡山県告示第九十三号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和二年度募集の要領は、次のとおりである。

令和二年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

令和二年四月一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

1 令和二年三月一日から同年五月十五日まで

2 令和二年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和二年五月二十三日

2 第二次試験 令和二年六月二十四日から同月二十九日までの間の指定する一日

七 試験場

1 第一次試験

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(2) T K P 岡山会議室（岡山市北区磨屋町）

2 第二次試験

- 八
- (1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
(2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
(3) おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）
- 採用予定時期

令和三年三月下旬から同年四月上旬までの間

九
その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一七三二一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一七八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第九十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、要措置区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 要措置区域として指定する区域

総社市下原字東下向一五四番の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）

第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講ずべき指示措置

規則別表第六の一の項の中欄に定める地下水の水質の測定

四 備考

1 指定する要措置区域の詳細は、省略し、当該要措置区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、令和元年十二月二日における行政区域その他の区域によつて表示されたものとする。

◎岡山県告示第九十五号

食品衛生法施行条例（平成十二年岡山県条例第三十七号）別表第一の第三の二に規定する食品衛生責任者の養成講習会を次のとおり認定した。

令和二年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 認定年月日

令和二年二月十九日

二 主催者の名称等

1 主催者の名称

一般社団法人岡山県食品衛生協会

2 主催者の主たる事務所の所在地

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

3 受講の申込の受付日及び受付場所

講習会の当日に会場で受け付ける。

三 講習年月日及び開催場所

講 習 年 月 日	開 催 場 所
令和二年四月二十一日（火）	岡山市
令和二年四月二十八日（火）	津山市
令和二年五月十四日（木）	岡山市
令和二年六月九日（火）	倉敷市
令和二年六月十七日（水）	岡山市
令和二年七月六日（月）	岡山市

令和2年2月28日 岡山県公報 第12172号

令和三年二月二十五日（木）	笠岡市
令和三年二月十七日（水）	岡山市
令和三年一月二十日（水）	岡山市
令和三年一月七日（木）	倉敷市
令和二年十二月十六日（水）	岡山市
令和二年十二月二日（水）	津山市
令和二年十一月二十日（金）	倉敷市
令和二年十一月十八日（水）	岡山市
令和二年十月十四日（水）	岡山市
令和二年十月一日（木）	高梁市
令和二年九月二十四日（木）	岡山市
令和二年九月十六日（水）	倉敷市
令和二年八月二十七日（木）	岡山市
令和二年八月二十五日（火）	津山市
令和二年八月十二日（水）	倉敷市

令和三年三月十日（水）	倉敷市
令和三年三月十二日（金）	岡山市

四 講習内容及び時間数

- 1 公衆衛生学 一時間
- 2 衛生法規 二時間
- 3 食品衛生学 三時間
- 五 受講料
八千二百円

◎岡山県告示第九十六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和二年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 メチルⅡニ―Ⅰ―（四―フルオロブチル）―ⅠH―インダゾール―三―カルボキサミドⅠ―三・三―ジメチルブタノアート（通称名四F―MDMB―BINACA）及びその塩類

2 N―Ⅰ―（ニ―フェニルエチル）ピペリジン―四―イルⅠ―N―フェニルペンタンアミド（通称名Valerylphenyl）及びその塩類

3 （ハR）―Ⅰ―アセチル―N・N―ジエチル―六―メチル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキサミド（通称名ALD―五二、―Ⅰ―Acetyl―LS D）及びその塩類

4 Ⅰ―（Ⅰ・三―ベンゾジオキソール―五―イル）―Ⅰ―（ブチルアミノ）ペンタノーⅠオン（通称名N―Butylphenylone）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがある
と認められるため

附 則

この告示は、令和二年二月二十九日から施行する。

〔五七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピアサポートきりしま

三 代表者の氏名

上 明美

四 主たる事務所の所在地

倉敷市西阿知町二六〇番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者に対して、自立及び社会参加を行い、併せて在宅介護、家事援助、福祉移送サービス事業の提供を行うことにより、住み慣れた地域で健康で安心な生活が送れるように、地域との連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、名称、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、役員に関する事項及び会議に関する事項

〔五八〕港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三の規定により、岡山港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

令和二年二月二十八日

岡山港	港湾管理者	岡山	県
代表者	岡山県知事	伊原木	隆太

一 変更事項

1 小型船だまり計画

九幡地区

（変更前）

航路	水深一・五メートル	幅員二十メートル
泊地	水深一・五メートル	面積一ヘクタール（〇・四ヘクタール）
八幡三号防波堤	延長百十メートル	
八幡四号防波堤	延長三十メートル	
物揚場	水深一・五メートル	延長六十メートル
埠頭用地	一ヘクタール（〇・二ヘクタール）	

なお、これに伴い、既設の防波堤三十メートルを撤去する。

（変更後）

航路	水深一・五メートル	幅員二十メートル
泊地	水深一・五メートル	面積一ヘクタール（〇・九ヘクタール）
八幡沖二号防波堤	延長四十メートル	
八幡二号防波堤	延長二十五メートル	
八幡三号防波堤	延長百六十メートル	
八幡四号防波堤	延長五十メートル	
物揚場	水深一・五メートル	延長百二十九メートル
小型栈橋	水深一・五メートル	一基
埠頭用地	一ヘクタール（〇・一ヘクタール）	

なお、これに伴い、既設の八幡一号防波堤五十三メートルと八幡二号防波堤十メートルを撤去する。

2 土地造成計画

九幡地区

用 途	面 積 （ヘクタール）
埠頭用地	十三（十三） （変更前）十二・七（十二・七） （変更後）十二・七（十二・七）

高島地区

用 途	面 積 （ヘクタール）
埠頭用地	一（一） （変更前）〇・二（〇・二） （変更後）〇・一（〇・一）
合計	一（一）

3 土地利用計画

九蟠地区

注（一）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特
に密接に関連する土地造成計画に係る数値で内数である。

端数処理のため、内訳の数値の和は必ずしも表中の合計の数値とはならない。

用 途	面 積 （ヘクタール）
埠頭用地	一（一） （変更前）〇・二（〇・二） （変更後）〇・一（〇・一）
合計	一（一）

港湾関連用地	十三（十三） （変更前）十二・五（十二・五） （変更後）十二・五（十二・五）
工業用地	十七（十七）
交通機能用地	三（三）
緑地	十一（十一）
合計	五十六（五十六）

注（一）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画に係る数値で内数である。
端数処理のため、内訳の数値の和は必ずしも表中の合計の数値とはならない。

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

岡山県土木部港湾課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

〔五九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
	岡山県指令美作局 建第六〇一八号 令和二年二月十七 日	美作市檜原下字広瀬町四ノ谷口五五 五番二	六・〇〇〃 六・三五	四四・一五

◎岡山県人事委員会規則第三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十八日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第一号中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会告示第一号

平成十八年岡山県人事委員会告示第一号（簡易な方法による開示請求をすることができ
る個人情報情報の指定）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日以後に合格発表を
行う試験から適用する。

令和二年二月二十八日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

表中

岡山県警察官A採用 試験	岡山県警察官B採用 試験	岡山県警察行政職員 A採用試験
-----------------	-----------------	--------------------

を

岡山県警察官A採用 試験	岡山県警察官B採用 試験	岡山県警察行政職員 A採用試験
-----------------	-----------------	--------------------

最終合格発 表の日から 一月間	合格発表の 日から一月 間
-----------------------	---------------------

に改める。

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和二年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

森本さかえ後援会 宮地昭範 水河英雄 久米郡久米南町下弓削二四―四

公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号） 届出年月日

森本 榮、衆議院議員 令和二・一・二二

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和二年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異動年月日	
自由民主党岡山県看護連	江尻美恵子	会計責任者の氏名	坂本和子		服部美保子	令和二・一・一七	
盟支部							
自由民主党岡山県東部第	内山登		丹生英彰		芳田一則		一・一〇
一支部							
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異動年月日	
秋山まさひろ後援会	秋山正浩	会計責任者の氏名	小橋政次		段上和英	令和二・一・一七	
大橋健良後援会	大橋健良		小橋政次		宮原俊友		
岡山県診療放射線技師連	藤照正	政治団体の名称	岡山県診療放射線技師連盟		岡山県放射線技師連盟	令和元・六・九	
盟							
		主たる事務所の所在地	倉敷市船倉町一二四九一		岡山市北区平野二三九一		
		代表者の氏名	藤照正		熊代正行		
		会計責任者の氏名	藤照正		熊代正行		
岡山県水島民社協会	宮原俊友		小橋政次		段上和英	令和二・一・一七	
おかやま分権自治フォーラム	小野田義明	代表者の氏名	小野田義明		森本榮	令和元・一二・七	
塩津孝明後援会	塩津孝明	会計責任者の氏名	小橋政次		宮原俊友	令和二・一・一七	
住重労連政治活動委員会	高木義朗		大熊清弘		三村正和	令和元・九・一	

玉島支部

清
山
会

内山登

丹生英彰

芳田一則

令和二
・
一
・
一
○

政治結社極信會

岩田義彦 政治団体の名称

政治結社極信會

政治結社大日本極心塾






真野博文後援会

眞野 真砂美 主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見六三二七―五

浅口郡里庄町里見六四二四一

一・二八

"

代表者の氏名

眞野眞砂美

越智真砂美

令和元・九・八

三菱自工労組政治活動委

宮原俊友 会計責任者の氏名

小橋政次

段上英

令和二
・
一
・
一七

員会水島支部

◎岡山県選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和二年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党岡山県支部連合会玉野地域支部

福田通雅

令和元・九・二五

立憲民主党岡山県参议院選挙区第1総支部

原田謙介

〃 一一・二九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

青木光朗後援会

青木光朗

令和元・一一・三〇

安部政敏後援会

安部政敏

〃 一二・三一

大月健一後援会

林建樹

〃 六・一六

岡崎弥太郎後援会

岡崎弥太郎

〃 一二・三一

栗尾順三後援会

天野重次郎

〃

竹本こうじ後援会

大島英機

〃

伊達正晃後援会

伊達正晃

〃

たんぼ党

柴田よし子

〃

『ニュー笠岡のふなで』考える会

金山真澄

〃

三島のりもと後援会

金山真澄

〃

武士野會

岡田康弘

〃

森本典夫後援会

大平幸利

〃 一二・二七

山下みつる後援会

山下満

令和二・一・一七

山野通彦後援会

土井重光

令和元・一二・二七

◎岡山県選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和二年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

千田昌寛

千田まさひろ後援会

公職の種類

岡山県議会議員

倉敷市議会議員

令和二・一・一〇

◎岡山県選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和二年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

資金管理団体で

岡崎 弥太郎

岡崎弥太郎後援会

令和元・一二・三一

伊達 正晃

伊達正晃後援会

〃 〃

山下 満

山下みつる後援会

令和二・一・一七

◎岡山県選管告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、岡山市選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があつた。

令和二年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 藤原健補

施設 の 名 称	所 在 地		施設 の 管 理 者		施設 の 程 度		指 定 年 月 日
岡山市総合文化体育館	岡山市南区浦安南町四九三番地二		公益財団法人岡山 市公園協会		第一競技場 二、五六〇㎡ 第二競技場 九九〇㎡	八、〇〇〇人 五〇〇人	令和二年一月二十四日
					有	有	

◎岡山県警察告示第九号

平成十八年岡山県警察告示第十二号（簡易な方法による開示請求をすることができる
個人情報情報の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年二月二十八日

岡山県警察本部長 桐 原 弘 毅

表岡山県警察音楽隊カラーガード隊員（非常勤職員）採用選考試験の項中「非常勤職
員」を「会計年度任用職員」に、「総合得点」を「合計得点」に改め、同項の次に次の
ように加える。

岡山県警察官A採用試 験	第一次試験の合計得点 及び種目別の得点並び に順位（第一次試験の 不合格者に係るものに 限る。）	試験結果の発 表の日から一 月間	警務部警務課
岡山県警察官B採用試 験	第一次試験の合計得点 及び種目別の得点並び に順位（第一次試験の 不合格者に係るものに 限る。）	試験結果の発 表の日から一 月間	警務部警務課

表岡山県警察選考職採用試験の項中「総合得点及び」を「合計得点及び種目別の得点
並びに」に改め、同表猟銃等講習会初心者課程考査の項中「生活安全全部生活環境課」を
「生活安全全部生活安全企画課」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第一号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十八日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 車両の通行禁止（自転車及び歩行者専用及びこれに関連する指定方向外進行禁止に限る。）の交通の規制 別表第二に定める道路の区間を走行するタンデム自転車（二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車という。以下同じ。）

第八条第一項第一号カを次のように改める。

カ タンデム自転車に運転者以外の者一人を乗車させている場合

第八条の二中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条の二関係）

路 線	区 間
一 一般県道岡山総社自転車道線	岡山市北区伊島町二丁目二十番二十七号先から総社市中央二丁目十七番十七号先までの区間
二 一般県道岡山賀陽自転車道線	岡山市北区新庄下七十五番地一先から加賀郡吉備中央町吉川七千五百十八番地三先までの区間
三 一般県道八束川上自転車道線	真庭市蒜山上福田千二百五番地百八十一先から真庭市蒜山上福田千二百五番地七百三先までの区間
四 一般県道備前柵原自転車道線	備前市西片上四百八十五番地二先から久米郡美咲

車道線

町吉ヶ原三百九十五番地一先までの区間

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百二十四回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和二年二月二十八日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一日時

令和二年三月二十四日（火）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 くろまぐろの保存及び管理に関する計画案について

第二号議案 委員会指示について